

令和8年度
かめおか地域産業イノベーション支援事業
【商店街魅力発信事業】
募 集 要 領

* 申請受付期間 * 令和8年7月17日（金）～

亀 岡 商 工 会 議 所

1 事業目的

本事業は、亀岡市内の商店街が地域のにぎわいを取り戻し、持続的な地域活性化を実現することを目的としています。これまで取組んできた大売出しや抽選会といった一過性の集客イベントにとどまらず、商店街が地域コミュニティの中核として、新規的・継続的な集客力および販売力を高める取組を支援するものです。商店街自らが地域の特性や課題を踏まえ、にぎわい創出や地域資源の活用など、将来的な発展につながる創意工夫に富んだ事業を実施する際に、亀岡商工会議所（以下「会議所」という。）がその経費の一部を助成するものです。

2 助成対象期間

助成金の交付を受けて行う事業の期間は、原則として助成金の交付決定日から令和9年2月28日(日)までです。

※ 助成金交付決定前に事業着手（契約行為、発注等）をする場合は、事前着手届の提出が必要です。

※ 助成対象経費の支払いは、令和9年2月28日(日)までに完了することが必要です。

3 助成対象事業

助成対象事業は、「1 事業目的」に沿って実施される事業であって、商店街等の振興に効果が期待できる以下の取組が対象です。

＜対象事業＞

- (1) 新たな誘客につながる事業（新規事業または前年度の事業における課題等を解決し取り組む事業）
- (2) 商店街の新たな集客力向上につながる事業
- (3) 空き店舗・空きテナント等の活用事業
- (4) その他会議所が適当と認めた事業

※通常行っている事業（大売出しチラシ発行等）や新規集客につながらないイベント事業などは対象外とします。

4 対象事業者

商店街組織(※1)、又はそれに準ずる組織(※2)が対象です。

(※1) 市内の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

(※2) 市内のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者で、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

(注) 次のいずれかに該当するときは対象となりません。

- ア 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 対象事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、会議所が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

5 助成対象経費

助成対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費として、申請事業以外の業務と明確に区分できるものです。

＜助成対象となるもの＞

- (1) 会場借上料及び会場設営費（ただし、備品購入は除く）
- (2) 装飾費
- (3) 宣伝広告費（ポスター、チラシ他）
- (4) 賃金及び謝礼金、報償金（事業の構成員に対するものは除く）
- (5) 事務費（消耗品費、通信運搬費等）
- (6) 備品購入費（団体の経常的な運営（汎用性のあるもの）に転用可能なものは除く）
- (7) その他、会議所が適当とみとめるもの

※ 集客アップ活動における賞品・景品代は、助成対象外となります。

※ 内容によっては対象外となるものもありますので、会議所へ事前にご確認ください。

6 助成率等

- (1) 助成率 3分の2以内
(2) 限度額 40万円 ※ 交付額は、千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

7 審査及び結果の通知

提出いただいた申請書は、受付後精査し、最終、審査会において承認を受け交付決定を通知します。

〈評価基準〉(1)企画内容 (2)実現可能性 (3)商店街への効果 (4)継続性 (5)将来性

※ 交付申請書の実施計画書(事業の概要)において、上記の評価基準を考慮して、事業の内容や事業の効果をご記載ください。

※ 審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。

※ 助成金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合でも希望された金額の全てに応じられない場合や、3分の2未満の助成率となる場合があります。

8 申請手続き

(1) 受付開始及び締切

○公募要領公開・申請受付開始：2026年7月17日(金)

(2) 申請手続きの基本的な流れ

必要書類は、亀岡商工会議所のホームページに掲載しております。
まずは商工会議所 経営支援員にご相談ください。

(3) 提出書類

以下の書類を提出してください。申請時に全ての必要書類が整っていることを確認してください。

(★) の書類については、必ずメールにて提出ください。

(★) 以外の書類については、PDF等でメールに添付いただくか、商工会議所窓口へご提出ください。

①交付申請書(★) (第1号様式から第3号様式)

②事前着手届(★) ※交付決定前に事業着手される場合は事前着手届も提出してください

③商店街等の定款又は会則

④商店街等の会員名簿及び役員名簿

⑤当年度の商店街等全体の事業計画及び収支予算書

9 補助事業実施期間等

補助事業実施期間	実績報告書提出期限
交付決定日～2027年2月28日(日)まで	2027年3月1日(月) 17:00 (商工会議所必着)

※上記実施期間の途中で、補助事業が終了(補助対象経費の支払いまで含みます)したときは、その日から起算して14日を経過した日、または上記「実績報告書提出期限」のいずれか早い日までに実施事業内容および経費内容を取りまとめ、提出しなければなりません。

10 助成金の支払いについて

実績報告書の提出があった場合は、事業完了検査を行い、検査に合格したものについて助成金をお支払いします。助成金の支払いは精算払いとします。

11 助成事業内容の発表等について

助成金の交付決定を受けた事業について、その概要を亀岡商工会議所、亀岡市役所のホームページ等で発表する場合があります。

助成金の交付決定を受けた事業について、事業の進行中、事業の完了後の経過を聴取させていただくことがあります。

12 問合せ先

亀岡商工会議所

〒621-0806 亀岡市余部町宝久保1番地の1 TEL 0771-22-0053

ホームページ <http://www.kameokacci.or.jp/>